

# 2026年度事業計画書

2026年4月1日より2027年3月31日まで

## I 活動の基本方針・重点事項

瀬戸法人会は、法人会の基本指針の下、前年度における事業活動の課題等を踏まえ、税務当局と連携・協調を行い、税に関する啓発活動をはじめ、地域企業・地域社会の健全な発展に貢献する活動に取り組み、法人会活動の更なる活性化に努めることとする。

また、公益社団法人の使命である「民間による公益の増進」に努めるとともに、会員ニーズに合わせた共益事業の積極的な開催や、会員増強を行うなど、法人会活動の円滑な運営に努める。

## II 主な事業計画

### <公益関係>

#### 1 税知識の普及と納税意識の高揚、税制改正への提言に関する事業

##### (1) 税に関する説明会・研修会・講演会の開催

会員はもとより、地域企業や市民を対象に、税務当局や税理士会と協力して税に関する説明会・研修会等を開催し、税知識の普及や納税意識の高揚に努める。また、開催に際しては、他の税務協力団体とも連携・協調していく。

##### (2) 税の啓発及び租税教育事業

次世代を担う子供たちに、税の仕組み・税の大切さを理解してもらうとともに、税の使われ方にも興味を持ち、国や地域社会を愛する気持ちを醸成させていくための活動を実施する。

- ・租税教室の開催・・・法人会劇団の取り組みとその運営
- ・税に関する絵はがきコンクールへの取り組み

##### (3) 税法・税務の普及広報事業

会員のみならず、広く一般企業及び市民に対し税情報の提供・啓発活動を展開する。

- ・広報「せと」の発行
- ・ホームページによる情報提供と管理運営
- ・その他全法連が発行する機関誌等の配布
- ・インボイス制度、改正電子帳簿保存法への対応の取り組み
- ・消費税軽減税率制度導入後の経理処理等対応の取り組み
- ・消費税の「期限内納付推進運動」並びに「e-Tax」・「キャッシュレス納付」の利用促進のための普及活動の推進

e-Tax・キャッシュレス納付普及推進スローガン

～「役員企業95%・会員企業90%の利用を目指す！」～

\*役員が率先して利用を推進していく

- ・ e L T A X の利用促進のための普及活動の推進
- ・ 「マイナンバー制度」に係る安全管理措置等啓発活動の推進
- ・ 消費税の期限内完納に向けた「納税準備預金」等の利用拡大推進
- ・ 税務コンプライアンス向上のための取り組み

企業の税務コンプライアンス向上に資する目的で、法人における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨する。

企業自らが自主点検することで、税務コンプライアンスを向上させ、自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待し「自主点検チェックシート・ガイドブック」（全法連作成・日税連監修）の活用を推進する。

#### (4) 税制改正への提言事業

財政の再建と社会保障給付の安定財源確保について改革の道筋が求められている。人口の減少と超高齢化社会等の経済社会の構造変化に対応した「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして将来を展望した建設的な提言に努める。

- ・ 税制改正要望に関するアンケート調査の実施、結果等の情報提供
- ・ 地元選出国會議員及び管内首長等へ税制改正要望活動の実施
- ・ 全法連税制改正要望全国大会への参加

## 2 地域企業の健全な発展と地域社会への貢献に資する事業

### (1) 講演会・セミナーの開催事業

会員をはじめ、広く一般の企業及び市民を対象として、政治・経済に関する講演会、企業経営の向上に資する知識の提供に努める。

- ・ 時局経済講演会の開催
- ・ 経営セミナーの開催  
(人手不足対策、DX推進等)
- ・ 人材育成セミナーの開催
- ・ 経理マン養成講座の開催
- ・ 営業担当者・労務担当者等を対象としたセミナーの開催

### (2) 地域社会への貢献に資する事業

地域社会との「共生」を目指し、公共性を一層高めることに留意しながら地域の活性化に資する活動を展開する。

- ・ 地域の実情に即した社会貢献活動の実施
- ・ 地域活性化のための地域支援活動の展開

## < 共益関係 >

### 1 会員の福利厚生の上に資する事業

会員企業の健全化及び発展向上に資するため受託保険三社の各種福利厚生制度のPR活動及び加入勧奨を推進し、一層の加入推進に努めると共に法人会の財政基盤の充実拡大に努める。

### 2 会員支援事業

- ・ 会員支援のための研修会・講習会等の開催
- ・ 会員相互の親睦・交流事業の実施
- ・ 先進法人会の視察研修会の企画実施
- ・ 各地法人会との連携強化

### 3 会員増強活動

組織の活性化と財政基盤の強化のため会員の退会防止と会員増強に努める。特に9月から12月を「会員増強月間」として積極的な会員増強活動を実施する。実施に際しては、役員率の率優先した参画と指導のもと新規会員の加入推進に努める。

### 4 支所活動

各支所は税に関する研修、懇談会等積極的に開催し、支所会員相互の交流を深め会員増強に努める。また、実施に際しては、公益性に留意し会員以外の一般企業や市民をも巻き込んだ事業活動を推進する。

### 5 青年・女性部会活動

#### (1) 青年部会関係

- ・ 青年部会活動の柱である租税教育活動「法人会劇団」の運営
- ・ 高校生を対象とした租税教室の実施
- ・ 女性部会が行う租税教育活動「租税教室」との連携
- ・ 全国青年の集い等への参加
- ・ 県連事業等への参画
- ・ 会員相互の親睦と交流事業の実施
- ・ 部会員増強に向けての積極的な展開

#### (2) 女性部会関係

- ・ 女性部会活動の柱である租税教育活動「租税教室」の拡充
- ・ 青年部会が行う租税教育活動「法人会劇団」との連携
- ・ 税の絵はがきコンクールへの取り組み
- ・ 全国女性フォーラム等への参加
- ・ 県連事業等への参画
- ・ 会員相互の親睦と交流事業の実施
- ・ 部会員増強に向けての積極的な展開

## 6 その他、本会の目的達成に必要な事業

- ・ 社団化50周年事業実施に向けた取り組み

### III 管理関係

公益法人として公益性を高め、関係法令及び諸規定に則り、情報公開等適正な事務遂行に努めると共に、ガバナンスに配慮した取り組みを行う。総会、理事会、各委員会など適時適正に開催する。